

壬生町パブリック・コメント制度実施要綱逐条解説

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関する基本的事項を定めることにより、政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の参加による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

[考え方]

この制度の目的は、行政側が政策等を策定する場合、その案を事前に明らかにし、町民等からその案に対する意見の提出を受け、寄せられた意見を考慮して最終的な案を決定する過程を公表していくこと、また寄せられた意見に対する行政側の考え方も併せて公表していくことで、町民の「行政参画の機会」を提供するとともに、町民に対する「説明責任」を果たし、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ろうとするものです。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 パブリック・コメント制度 町の基本的な計画や条例等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容等を広く町民等に明らかにし、町民等からその政策に対する意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、その寄せられた意見等に対して町の考え方を公表するとともに、寄せられた意見等を考慮し実施機関の意志決定を行う一連の手続きをいう。
- 2 実施機関 町長及び教育委員会をいう。
- 3 町民等 町内に住所を有する者、町内に通勤又は通学する者、町内に事務所又は事業所を有する者、町税の納税義務者その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害を有する者をいう。

[考え方]

(1) この制度は、平成11年から国において「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」、いわゆるパブリック・コメント手続が実施されて以来、マスコミ等により一般的に認知されてきている呼称「パブリック・コメント」を制度の名称に用いるものです。

(2) 実施機関とは、この要綱によりパブリック・コメント制度を実施する町の機関をいいます。

(3) 町民等とは、壬生町に在住、在勤、在学する者のほかに、本町以外に居住する利害関係者なども広く「町民等」と位置づけ、パブリック・コメント制度の対象となる事案に意見提出できるものとします。

(対象)

第3条 パブリック・コメント制度の対象となるものは、町民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められる政策の策定又は改定及び条例の制定又は改廃のうち次に掲げ

るもの（以下「政策等」という。）とする。

- 1 町の基本的な施策に関する計画、指針を定めるもの
- 2 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- 3 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（ただし、町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。）
- 4 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認めるもの

[考え方]

対象事項は、基本的に町民生活や事業活動に直接かつ大きな影響を与えるもので、町内全域または全町民等を対象とするものをいいます。職員の給与に関するものなど行政内部にのみ提供されるものは対象外とします。

（１）第１項の「町の基本的な施策に関する計画、指針を定めるもの」については、将来の町の施策の基本方針、基本事項を定める計画や指針などをいい、その名称については基本構想、プラン、方針など特に問いません。なお、道路（町の道路改修、排水路整備など）、公園（利用対象者が地区に限定される公園の整備）などの個別地域での整備事業については原則として対象外としますが、基本的な考え方が町内全域または全町民等を対象とするものについては対象となります。

具体的な例として、町民生活に広く影響を及ぼす事業や不特定多数の町民が利用する「施設の整備計画」や「総合振興計画」「都市計画マスタープラン」「男女共同参画プラン」「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「子育て支援総合計画」「地域防災計画」「ごみ処理実施計画」「緑の基本計画」「商工業振興計画」といったような計画期間がおおむね５年以上の計画等を新たに策定、改定しようとする場合は対象となります。

（２）「町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」については、町政全般や個別の行政分野における基本理念など町の進むべき方向性を定めるものをいいます。

具体的な例として、「情報公開条例」「個人情報保護条例」「自治基本条例」「環境基本条例」「ユニバーサルデザイン条例」「男女共同参画推進条例」などの町政を推進する上での共通の制度を、新しく制定、改廃しようとする場合は対象となります。

（３）「町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」については、広く町民等に適用される規制を定める、地方自治法第１４条第２項に基づく条例をさします。

（注）地方自治法第１４条第２項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

具体的な例として、「自転車等の放置の防止に関する条例」「都市景観条例」「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」「屋外広告物条例」「火災予防条例」「畜犬管理条例」などの条例を新しく策定、改廃しようとする場合は対象となります。

「ただし町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く」については、町民に義務を課すものに該当しますが、これらの金銭賦課徴収に関する事項

を対象とした場合、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことは、パブリック・コメント制度の趣旨に合致しないことなどから、対象から除外します。なお、地方自治法第74条第1項においては、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料並びに手数料の徴収に関するものについて、条例の制定・改廃の対象外となっています。

(注) 地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

(4) 「前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認めるもの」については、広く町民等に適用される規則や要綱等があてはまり、特定の者などに対する個別的、具体的な処分は対象となりません。

具体的な例として、「都市施設と土地利用などの都市計画決定」「市街化調整区域における開発許可制度の運用基準」「土壌、地下水汚染の防止及び浄化に関する要綱」など、これらのものを新しく策定、制定、改定などしようとする場合は対象となります。

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリック・コメント制度を実施しないことができる。

- 1 緊急を要するもの又は軽微なものである場合
- 2 政策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- 3 政策等の策定に当たり、附属機関又はこれに類するものにおいて、意見聴取の手続が法令により定められている場合
- 4 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリック・コメント制度に準じた手続きを経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定する場合

[考え方]

(1) 「緊急を要するもの」とは、パブリック・コメント制度実施に伴う所要期間の経過などにより、政策等の効果が損なわれるなどの理由で、パブリック・コメント制度を経る余裕がない場合をいいます。具体的には、災害などに緊急に対応する必要がある場合などに限られます。

また、「軽微なもの」とは、大幅な改正または基本的な事項の改定を伴わないものや上位の計画などの変更に伴う一部の表現変更する場合をいいます。

なお、「緊急を要するもの」については、その事由がやんだのち、または政策実施後に、町民等からの意見等を聴くよう努めるものとしします。

(2) 「実施機関の裁量の余地がないと認められる場合」とは、上位法令や国、県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った決定をしている場合をいいます。

(3) 「意見聴取の手続が法令により定められている場合」とは、法令などの規定により公聴会の開催などの実施が義務付けられている場合をいいます。ただし、出された意見等に対する「応答義務(説明責任) = 実施機関の考え方を示す」という点において、パブ

リック・コメント制度を実施した場合と同様の効果が期待できるよう努めなければなりません。また、法令などの規定に基づくことなく、実施機関の裁量で公聴会を実施する場合は、また、法令などの規定による開催ではないため、パブリック・コメント制度を実施する必要があります。

(注) 法令により公聴会の開催などが定められている場合の例

例えば、都市計画の決定については、都市計画法により都市計画案の作成時に公聴会等を開催すること、また都市計画案を2週間縦覧しその案に対し住民から提出された意見書をもとに都市計画審議会で審議することが規定されています。

(4) 「パブリック・コメント制度に準じた手続きを経て策定した報告、答申などに基づいて、政策等を決定する場合」とは、審議会、協議会等の附属機関などにおいて既にパブリック・コメント制度の実施と同様な方法により、報告、答申などがなされた場合には、その報告、答申などを尊重し、政策等を決定していくというものです。その場合には、再度、パブリック・コメント制度を実施しないことことができます。この場合、公表は審議会等の長の名前で行い、考え方の整理は審議会等で議論することになります。

(計画等の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる政策等を策定しようとするときは、あらかじめ策定の意思決定前に相当の期間を設けて、案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、町民等が理解しやすいよう併せて次の各号に掲げる資料を公表するものとする。

- 1 案を作成した趣旨、目的及び背景
- 2 町民等が対象事案を理解するために必要な関係資料

[考え方]

(1) 公表する時期は、政策等の決定期限などを考慮し、内容の修正など寄せられたご意見を反映することが十分可能な、素案の段階に実施します。

(2) 公表する案は、作成された案そのものに限らず、その内容が分かるものであれば差し支えありません。公表する案及び資料は、町民等がその内容を十分理解できるよう、難解な表現を避け分かりやすいものとします。また、論点などを明確にし、町民等からの意見提出がしやすくなるようにするとともに、適切な判断ができるよう必要かつ十分な量を提供するものとします。

また、条例案については、単に条文のみを公表するだけでなく、町民等に分かりやすいように「骨子案」を示すものとします。案の公表に併せて公表する「その他参考資料」とは、次に掲げるものから、実施機関が必要に応じて準備します。

- ア 当該政策等の概要
- イ 根拠となる法令
- ウ 計画の策定又は改定にあつては、上位計画の概要
- エ 当該政策等の実施に伴い予測される影響の程度、範囲
- オ 附属機関などで審議された概要もしくは報告、答申の内容

カ 公聴会で出された意見等の内容

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 1 町広報紙への掲載
 - 2 町ホームページへの掲載
 - 3 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
 - 4 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法
- 2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。
- 3 パブリック・コメント制度の実施に際しては、第1項各号に掲げる方法により案件名等を事前に予告することができる。

[考え方]

(1) パブリック・コメント制度の実施を広く町民等に周知する方法として、第6条第1項各号に掲げるもの以外に、報道機関への資料提供なども積極的に行うものとします。また、実施機関の判断で、当該分野の専門家や学識経験者、利害関係人などへ個別に情報提供することは差し支えありません。

(2) 今後実施するパブリック・コメント制度についても、町民等に広く周知する必要があることから、できる限り広報紙、ホームページなどに案の概要とともに、実施時期等を事前に掲載していくことができることとします。

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、町民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則として一月程度を目安として意見等の提出期間を定めるものとする。

- 2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - 1 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
 - 2 郵便
 - 3 電子メール
 - 4 ファクシミリ
- 3 意見等の提出をしようとする町民等は、住所、氏名又は団体名及び電話番号を明示するものとする。

[考え方]

(1) 意見提出期間については、その期間を長くした場合、寄せられる意見も多くなる反面、政策等の策定に迅速性に欠くことが想定されるため、共通のルールとして「一月程度」を目安とします。よって、政策等を策定していく場合は、意見提出期間として30日以上を事前に想定し、最終的な政策決定が行えるよう、余裕を持ったスケジュールを定めていくものとします。

なお、政策等の策定期間の制約などからやむを得ず30日の期間を確保できない場合は、その理由を明らかにするとともに、町民等が事前に余裕を持って意見等の提出ができるよう、事前に予告するなど広報に努めるものとします。

(2) 意見等の提出方法については、案の公表時に必ず明示するものとします。意見等の提出の「実施機関が指定する場所への持参」とは、基本的には所管課ですが、各実施機関が政策等の内容、対象者などを考慮したうえで、公民館などその他の施設を持参場所とすることは可能です。

(3) 町民等に責任ある意見等の提出を求める趣旨から、原則として住所、氏名又は団体名、電話番号の掲載を求めるものとします。なお、匿名による場合は、実施機関の考えは示さなくてもよいものとします。また、電話など口頭による意見の申し出については、町民等からの意見の内容が不明確になる恐れがあるため、その場で書面による提出を求めるなど適切に対応するものとします。あくまでも口頭による申し出に固執した場合は、応対者が申し出の内容を取りまとめるうえ、参考意見として受け入れますが、実施機関の考え方は示しません。

身体障がい者からの申し出や視覚障がい者からの録音テープ、点字などの提出があった場合は、きちんと受け付けて適切に処理するものとします。

(提出された意見等の取扱)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行ったときは、最終案のほかに、町民等から提出された意見等及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、提出意見のうち公表することにより町民の権利利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 公表については、第6条第1項各号に掲げる方法とする。

[考え方]

(1) 町民等から提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うもので、政策等に対する賛否を問うものではありませんし、賛成、反対の意見数により安易に政策等に意見等を取り入れるものでもありません。提出された意見等の内容を十分考慮し、政策等に取り入れるものとします。単に賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方は示さないものとします。

(2) 提出された意見等を踏まえて、公表した案を修正した場合には、その修正理由及び修正内容を公表するものとします。

(3) 町民等から提出された意見等については、原則としてすべて公表対象としますが、原案と関係のない意見、第三者を誹謗中傷するものなどについては公表しません。

(4) 町民等から提出された意見等を公表する場合、必ずしも原文そのものを公表する必要はなく、必要に応じて意見の趣旨からはずれないよう要約をし、また複数の同様な意見があった場合はまとめて、各々の意見に対する実施機関の考え方とともに公表します。

(5) 意見等の公表にあたっては、意見等を提出した町民等の住所、氏名など、個人に

関する情報など壬生町情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当するものは公表しません。

(6)ただし、学識経験者や関係団体に限って氏名又は名称を公表することを明示して意見を求めた場合は、公表することができます。この場合、専門的知見を持つ者がどのような意見なのか明瞭になり、町民の理解に資することができると考えられます。

(実施状況の公表)

第9条 町長は、パブリック・コメント制度を実施している案件についてその一覧を作成及び公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、案の公表日、意見募集期間、案の入手方法及び問合せ先を記載するものとする。

[考え方]

(1)町民が、いつ、どのような案件がパブリック・コメント制度の対象となっているかということを知ることができるように、パブリック・コメント制度を今後実施するもの、実施しているものについてその実施案件や実施状況を一覧にします。

一覧を作成し、公表する事務は、企画財政課にて行います。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

[考え方]

(1)パブリック・コメント制度は、実際に政策等を策定する所管課が事務手続きを行っていきませんが、制度を適正かつ円滑に実施していくため、制度の統括、管理はこの制度を所管する企画財政課が行います。

(2)この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項があれば、別に定め、統一のルールで実施していきます。

[考え方]

(1)施行日以降に、政策等を策定する場合はこの要綱に基づくパブリック・コメント制度を実施するものとします。また、施行日において、既に策定中の政策等については、今後のスケジュール等に配慮し、この要綱に基づくパブリック・コメント制度の実施は義務付けられませんが、政策等の策定期間、策定過程、実施時期などを考慮して、できるだけパブリック・コメント制度に準じて、最終案の公表や寄せられた意見及び意見に対する実施機関の考え方を公表するようにします。